
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 6 号
令 和 5 年 2 月 1 日

那覇市監査委員	渡 口 勇 人
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	奥 間 亮

令和4年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和4年度定期監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年度定期監査（工事監査）結果報告書

第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

第2 監査の種類

工事監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査）

第3 監査の対象

工事監査実施要領（平成29年3月27日監査委員決定）及び令和4年度定期監査（工事監査）実施計画に基づき、契約金額が1件2,000万円以上（令和4年9月8日時点）で、令和4年11月16日（工事技術調査最終日）現在施行中の土木工事、建築工事、電気工事、機械設備工事等60件の中から以下の3件を選定した。

- 小禄支所等建設工事（建築）
- 第一牧志公設市場建設工事（建築）
- 令和3年度7工区首里石嶺町地内公共下水道（雨水）工事

第4 監査の着眼点（調査項目）

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第22条別項第3工事監査等の着眼点に準じ、主として以下の事項とした。

1 計画について

- (1) 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。
- (2) 建築工事の計画通知関係書類が整備されているか。
- (3) 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

2 設計について

- (1) 事業目的に適合した設計となっているか。
- (2) 法令等に適合した設計となっているか。
- (3) 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- (4) コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- (5) 高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。

3 積算について

- (1) 積算基準等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- (2) 歩掛及び単価は適正か。
- (3) 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

4 契約について

- (1) 契約の方法及び手続きは適正か。
- (2) 契約締結は適正か。

5 施工及び現場調査について

- (1) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。
- (2) 工事施工計画は適切か。施工計画書、工程表は適切に整備されているか。
- (3) 設計図書どおり施工されているか。また、粗悪な材料の使用、施工の粗雑・

- 手抜き等の工事はないか。
- (4) 法令等を遵守して施工されているか。
 - (5) 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
 - (6) 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。
 - (7) 現場の安全管理は適切に行われているか。
 - (8) 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。
 - (9) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
 - (10) 環境に配慮した建設資材の使用に努めているか。

第5 監査の主な実施内容

監査は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則に準じ、当該準則の工事監査等の着眼点のうち、主に計画、設計、積算、契約、施工、維持管理等について、経済性、効率性、安全性及び諸手続きが適正に確保されているかを主眼として、各工事について課長、担当職員より説明を聴取し、これらの各項目の各段階において実施された工事が適正であるかどうかについて、書類調査及び現場調査（11月14日から16日まで）を実施した。

なお、実施に当たっては、工事技術調査業務委託契約に基づき、公益社団法人大阪技術振興協会から派遣された技術士（建設部門・総合技術監理部門）を交えて、調査を行った。

第6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期 間 令和4年9月26日から令和4年12月26日まで
- 2 日 程 令和4年11月14日・午後～令和4年11月15日・午前（書類審査）
令和4年11月15日・午後～令和4年11月16日・午前（現場調査）
- 3 場 所 監査会議室（本庁舎12階）及び各監査対象工事現場

第7 監査の総評

1 対象工事全体について

当該工事の計画、設計・仕様、積算、契約、施工管理・監理等の各段階における書類作成は、調査した結果、適正に行われている。

積算に関しては、土木工事標準積算基準書（沖縄県土木建築部）及び建築工事積算基準（沖縄県土木建築部）並びに沖縄県の実施設計単価表及び工事標準単価表、建設物価、積算資料、見積比較等に基づき積算されており、適正に行われている。

設計図書、その他工事関係書類については、様式やチェックシートを定めており、各工事においてこれらを活用して整備されている。また、改善が必要な点については直ちに改善に取り組んでいることから、現場の施工状態も適正である。

ただし、一部に改善を要する指摘事項等があり、これらについては速やかに

必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

各工事の監査結果については、次の「2 各工事について」で述べるとおりである。

(注) 指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

(1) 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

(2) 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

(3) 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

(4) 要望事項

予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

2 各工事について

○小禄支所等建設工事（建築）

(1) 工事担当所管部署

まちなみ共創部 建築工事課

(2) 工事概要

ア 工事場所 那覇市宇栄原4丁目1020番5他

イ 背景と工事内容

1) 事業目的

本事業は、老朽化した小禄支所の建替えに伴う新たな小禄支所と消防力の整備方針による(仮)小禄南消防出張所及び地域活動拠点施設の複合施設建設事業である。

2) 建物概要

用 途 : 支所、消防出張所

敷地面積 : 1,840.18 m²

建築面積 : 647.89 m²

各階床面積 : PH階 69.60 m²

3階 476.42 m²

2階 637.14 m²

1階 394.61 m²

構 造 : 鉄筋コンクリート造

ウ 工事請負会社 國場組・ニシダ工業共同企業体

エ 設計業務委託 都市建築設計・設備研究所共同企業体

オ 工事監理 都市建築設計・設備研究所共同企業体

カ 当初工期 令和3年6月28日～令和4年8月31日(430日間)

- 変更工期 令和3年6月28日～令和4年12月9日(530日間)
- キ 事業費 設計額 499,312,000円(変更設計額 507,573,000円)
請負額 475,857,800円(変更請負額 483,725,000円)
予定価格 499,312,000円(当初)
落札率 99.30%
- ク 工事進捗率 96.9%(計画進捗率 96.3%) 11月14日現在

(3) 着手前の技術調査について

ア 計画について

計画の目的、背景、経緯は、明確であり与条件も調査等により設定している。

基本設計時を含め、市民、支所、消防関係者の参加型のワークショップを開催し、施設管理・安全等の議論を重ね、設計に反映している。

地域に親しみを持たせるため、前面道路ファサードに「小緑クンジー」の縞模様をイメージしたパネルを配置している。

諸室は、事務所衛生規則や消防の実務に合わせた案に、那覇市ファシリティマネジメント推進方針に基づいた調整を行い、設定している。

イ 設計について

設計は、設計基準等に基づき、適正に行われている。

1) 設計基準等について(建築工事仕様書等)

設計は、「公共建築工事標準仕様書 建築工事編(平成28年)国土交通省」「建築設計基準(平成26年)国土交通省」「建築構造設計基準(平成25年)国土交通省」等に基づき行われている。

ユニバーサルデザイン、バリアフリー等は「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき設計に反映されている。

構造は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類をI類としている。支所2階は機能面(視認性等)の観点から、執務室(事務室)を無柱空間としている。

2) 確認申請、協議事項

告示による排煙免除は、審査機関の那覇市建築指導課と協議が行われている。構造は、沖縄県建設技術センターから適合性判定を受けている。

3) 環境・コスト・維持管理への配慮事項

a 環境への配慮

建物は、南側に壁面緑化を設け、直接入る日射熱の低減を図っている。また、全館LED照明を採用している。街灯は、太陽光発電パネル装着したものを採用している。

b コストへの配慮

構造は、基礎工法において経済性を含め比較検討を行い深層混合処理工法を採用している。

c 維持管理への配慮

屋上防水は、メンテナンスを容易にするためウレタン塗膜防水（露出）を採用している。

ウ 積算について

積算は、基準等により適正に行われている。

1) 積算基準、積算資料、数量算出等

a 設計業務及び監理業務委託

業務委託料は、建築設計業務等積算基準（沖縄県土木建築部 平成 29 年 5 月基本設計、平成 31 年 4 月実施設計、監理業務）等に基づき算出している。

b 工事

数量は、建築数量積算基準・同解説（平成 29 年度版）、建築工事積算基準（沖縄県土木建築部 平成 29 年 4 月）等に基づき算出している。

2) 歩掛り及び単価設定

a 設計業務及び監理業務委託

設計業務委託の単価は、国土交通省平成 31 年度設計業務委託等技術者単価を使用している。監理業務委託の単価は、国土交通省令和 3 年度設計業務委託等技術者単価を使用している。歩掛りは、建築設計業務等積算基準（沖縄県土木建築部）等を使用している。

b 工事

単価は、沖縄県の定めた営繕工事の単価を優先に採用し、単価が無い場合は、物価版（令和 2 年版）、カタログ（令和 2 年版）、業者見積書の順で単価を採用している。共通仮設工事、金属製建具工事、ユニット工事等の工種で、3 者以上の見積を徴取し、最低価格の単価を採用している。

エ 入札及び契約について

入札・契約の事務処理は適正に行われている。

1) 入札方法

a 実施設計業務委託

実施設計業務委託は、地方自治法施行令第 167 条により、指名競争入札で行われている。

b 監理業務委託

監理業務委託は、地方自治法施行令第 167 の 2 条第 1 項第 2 号により、実施設計業務受託者との随意契約で行われている。

c 工事

工事は、地方自治法施行令第 167 条の 4 により、制限付一般競争入札

(事後審査型)で行われている。

2) 契約締結

契約は、那覇市契約規則に基づき締結している。

(4) 着手後の技術調査について

諸官庁への事務手続き、施工計画書・施工図・工程表の提出、施工体制等の整備は、適正に行われている。

1) 諸官庁への事務手続き

労働基準監督署（機械等設置届）、那覇市道路管理課（道路占有届）、豊見城警察署（道路使用届）、大阪航空局（航空法障害物届）等へ各届出がなされている。

2) 施工計画書、施工図、工程表

総合施工計画書と各工事ごとの施工計画書の提出予定時期、施工図の提出予定時期がまとめられて記載されている。

総合図、施工図、工程表は、適切に整備されている。

3) 施工体制等

施工体系図、施工体制台帳は整理されている。

工事実績情報（CORINS）は、着工時、契約変更時に登録されている。

4) 品質管理、検査・試験

a 使用材料の品質・性能の確認は、使用材料承諾願にて確認が行われている。

b 仕様書にある検査・試験報告書は、各工事整理されている。現場外において材料試験のコンクリート試験練や金属製建具搬入前の製品検査が行われている。

c 仕様書にある防蟻・防虫処理、防水保証書、塗装工事、枯木保証は、保証書が整理されている。

d 工種別工事（地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事他各工事）

① 地業工事は、地盤改良の配合試験、一軸圧縮試験記録が整理されている。

② 鉄筋工事は、資材検収、配筋検査、圧接部外観検査・超音波探傷試験の報告書が整理されている。

③ コンクリート工事の4週圧縮強度試験が公益財団法人沖縄県建設技術センターで行われている。

④ 防水工事は、含水率の確認、厨房、トイレ、シャワー室で満水試験が行われている。

⑤ 石、タイル、木、屋根及び樋、金属、内装工事は資材検収時に使用材料承諾願との照合が行われている。

⑥ 建具工事は、製品検査、製作報告書提出が行われている。

⑦ 塗装工事は、資材検収時に使用材料承諾願との照合と施工完了の確認後、空缶検査が行われている。

5) 安全管理

安全衛生協議会が、月1回開催されている。元請負者、下請負者、分離発注業者（現場代理人）が出席し安全、工程他の連絡・協議が行われている。

6) 工程管理

定例会議で工程表（全体、3週間）による進捗確認が行われている。調査当日の進捗状況は、計画96.3%実施96.9%である。

7) 施工管理

a 監督員によって、週1回現場巡視が行われている。また、定例会議に出席し、工程他施工状況の確認が行われている。

b 一級技能士等を配置して、特記仕様書で指定している作業が行われている。

c 工事記録写真は、各工種別、日付別に整理中である。

8) 設計変更

設計変更内容は、1回目が地中埋設物の撤去工事等で、2回目は、視覚障がい者用の誘導ブロック及び階段手すりの仕様の変更等が行われている。

9) 環境管理

a 現場で実施した環境負荷低減への取り組みは、産業廃棄物の分別収集、赤土流出防止対策、低騒音型・低振動型建設機械の使用等である。

b 使用材料のF☆☆☆☆は、使用材料承諾時や資材搬入時に目視確認を行い、記録写真を整理している。

c 揮発性室内有機化合物の室内濃度測定は、特記仕様書通り16か所を計画している。

d 資材等は建設リサイクル法通知書、再資源利用計画書、再資源利用促進計画書を提出し、環境への配慮に努めている。

e 建設廃棄物処理委託契約書関係書類は、整理されている。産業廃棄物管理票は、電子マニフェストにて管理されている。

(5) 現場調査

安全管理は適切に行われている。

ア 現場施工状況

監督員、監理者、現場代理人の案内で現場を巡視し、目視によって調査した。調査時の現況は、建物内外部の仕上げが完了している。内部は、室内美装、清掃中である。外部は、植栽、フェンス工事中である。「建設業

の許可票」や「建築基準法による確認済」、「施工体系図」は、外構工事に
伴い撤去されている。

イ 調査時の状況写真



外部 北面 現況



外部 南面 現況



小禄支所 2階 事務室



小禄支所 3階 会議室



消防出張所 2階 食堂



屋上 現況

(6) 監査の結果

調査書類について、サンプリングによる確認および関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について行った。計画、設計、積算、入札・契約、施工について書類の整備状況は良好である。

現場調査について、品質、工程、安全に関して適正である。

しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

(7) 指摘事項等(注意事項)

ア 関係法令に基づく掲示物について

「建設業の許可票」や「建築基準法による確認済」、「施工体系図」は、外構工事に伴い撤去されている。それぞれの標識は、建設業法第40条、建築基準法第89条、建設業法第24条の8において公衆に見やすい場所に掲示しなければならないと定められている。関係法令を遵守し、適正に掲示されたい。

○第一牧志公設市場建設工事（建築）

(1) 工事担当所管部署

経済観光部 なはまち振興課

(2) 工事概要

ア 工事場所 那覇市松尾2丁目10番1号 地内

イ 背景と工事内容

1) 事業目的

本事業は、第一牧志公設市場の建て替えを契機に、県内初となる「食」を中心とした多様な文化を体感できる街歩き拠点としての機能を追加整備し、中心市街地への来場客・観光誘客数の拡大を図ることを目的とした新たな市場の建設事業である。

2) 建物概要

用 途 : 物品販売業を営む店舗（公設市場）

敷地面積 : 1,775.87 m²

建築面積 : 1,545.21 m²（変更後 1,543.86 m²）

各階床面積 : P H階 180.15 m²

3階 923.91 m²（変更後 738.24 m²）

2階 1,351.88 m²（変更後 1,371.77 m²）

1階 1,469.97 m²（変更後 1,468.78 m²）

地下1階 1,470.35 m²（変更後 1,221.87 m²）

地下2階 181.43 m²（変更後 0.00 m²）

構 造 : 鉄骨造＋SRC造

ウ 工事請負会社 國場組・大米建設共同企業体

エ 設計業務委託

基本設計 株式会社国建・株式会社環境設計国建共同企業体

実施設計 株式会社国建・株式会社環境設計国建共同企業体

オ 工事監理 株式会社国建・株式会社環境設計国建共同企業体

カ 当初工期 令和2年6月26日～令和4年2月28日（613日間）

変更工期 令和2年6月26日～令和4年12月28日（916日間）

キ 事業費 設計額 2,653,200,000円（変更設計額 2,636,700,000円）

請負額 2,636,700,000円（変更請負額 2,819,257,100円）

予定価格 2,653,200,000円（当初）

落札率 99.4%

ク 工事進捗率 90.0%（計画進捗率 96.0%） 10月14日現在

(3) 着手前の技術調査について

ア 計画について

計画の目的、背景、経緯は、明確であり与条件も調査等により設定している。

第一牧志公設市場は、1950（昭和 25）年に開設し、供用開始から現在に至るまで市民や県民の台所として親しまれてきている。一方では、施設の老朽化が顕著となっており、地域の意見を踏まえつつ、構想から計画、設計へと検討を進めてきた。

イ 設計について

設計は、基準等に基づき適正に行われている。

設計変更は、市場事業者からの要望や関係機関との協議を踏まえ、適正に行われている。

ウ 積算について

積算は、基準等により適正に行われている。

- 1) 設計業務、監理業務への変更の積算はない。
- 2) 工事積算（基準、歩掛・単価、照査等）について
 - a 前回調査以降の追加、変更工事の積算は、工事監理業務受託者および監督員において、積算作業が行われている。
 - b 数量積算は、「建築数量積算基準・同解説（平成 29 年度版）」等に基づき算出している。
 - c 単価は、沖縄県作成の「営繕工事標準単価表（令和 2 年度版）」や業者見積書を使用している。業者見積書を徴取した変更追加工事の工種は共通仮設、土工事、金属工事、建具工事等である。単価の決定は、沖縄県作成の「建築工事標準単価積算基準（平成 29 年度版）」に基づき、決定している。単価の掛け率は、専門業者にヒアリングを行い実勢価格帯を確認した上で掛け率を適用している。
 - d 追加変更工事の積算書の照査は、所管課の技術職員が精査し、事務決裁規定等に基づき決裁している。

エ 入札及び契約について

入札・契約の事務処理は適正に行われている。

- 1) 入札方法
 - a 基本設計業務委託
基本設計業務委託は、公募型プロポーザルを行い、地方自治法施行令第 167 の 2 条第 1 項第 2 号により、随意契約で行われている。
 - b 実施設計業務委託
実施設計業務委託は、地方自治法施行令第 167 の 2 条第 1 項第 2 号に

より、基本設計業務受託者との随意契約で行われている。

c 監理業務委託

監理業務委託は、地方自治法施行令第167の2条第1項第2号により、実施設計業務受託者との随意契約で行われている。

d 工事

工事は、地方自治法施行令第167条の4により、制限付一般競争入札（事後審査型）で行われている。

2) 契約締結

契約は、那覇市契約規則に基づき締結している。

(5) 着手後の技術調査について

諸官庁への事務手続き、施工計画書・施工図・工程表の提出、施工体制等の整備は適正に行われている。

1) 諸官庁、各保険等への事務手続き

建築基準法第18条第2項の規定による計画変更通知書（居室の位置変更等）、道路占用許可申請書等が届出とのことである。道路工事承認申請等を届出予定とのことである。

工期延長に伴い、建設工事保険、賠償責任保険等の期間延長が行われている。

2) 施工計画書、施工図、工程表

総合施工計画書と各工事ごとの施工計画書の提出予定時期、施工図の提出予定時期がまとめられて記載されている。

総合図、施工図は、工程表は、適切に整備されている。

3) 施工体制等

施工体系図、施工体制台帳は整理されている。

工事实績情報（CORINS）は、着工時、契約変更時に登録されている。

4) 品質管理、検査・試験

a 使用材料の品質・性能の確認は、使用材料承諾願にて確認が行われている。

b 仕様書にある検査・試験報告書は、各工事整理されている。現場外における検査は、鋼製建具や鉄骨工事等について、工場検査が行われている。

c 防水工事、塗装工事、流し台ユニット等の保証書は、整理されている。

d 工種別工事（地業、鉄筋、コンクリート、鉄骨他各工事）

① 地業工事は、場所打ちコンクリート杭施工報告書等が整理されている。

- ② 鉄筋工事は、配筋検査、圧接部超音波探傷試験の報告書が整理されている。
 - ③ コンクリート工事の4週圧縮強度試験が行われている。
 - ④ 鉄骨工事は、溶接部開先確認、高力ボルト締付、建入精度確認の立会を行ったとのことである。現場溶接部超音波探傷検査報告書が提出され、各階柱、梁等必要部位が検査されている。
 - ⑤ ALC、押出成型セメント板工事は、建込精度、外観検査が行われている。風荷重、地震による変位計算は施工計画書に添付されている。
 - ⑥ 防水工事は、水張り試験が行われている。シーリングの簡易接着性能試験は実施されている。
 - ⑦ 石、タイル、木、金属、左官、建具、内装、ユニット及びその他、PC工事等は、施工中である。必要な検査等は、順次実施し記録を作成するとのことである。
 - ⑧ 屋根及び樋工事は、スポット溶接、シーム溶接試験等について報告書を整理中とのことである。鋼板屋根の耐風圧計算は作成されている。
 - ⑨ 塗装工事は、資材検収、空缶検収状況を今後整理するとのことである。
- 5) 安全管理
- 安全衛生協議会が、月1回第4金曜日開催され、元請負者、下請負者、分離発注業者（現場代理人）が出席し安全、工程他の連絡・協議が行われている。
- 第三者災害の防止について、交通誘導員の配置、仮囲いおよび朝顔、防音シート、養生シート等の設置を行い対応している。
- 6) 工程管理
- 毎週の工程会議および毎月提出の工事月報にて進捗確認が行われている。調査当日の進捗状況は、計画96%実施90%である。令和5年1月31日まで工期延長を予定とのことである。供用開始予定日を3月19日としている。
- 7) 施工管理
- a 監督員は、週1回現場巡視を行っている。また、全体工程会議、分科会に出席し工程他施工状況の確認を行っている。
 - b 技能士について、各工種の施工計画書において、従事者の技能検定資格資料等を添付し確認している。
 - c 工事記録写真は、各工種別、日付別に順次整理中である。
- 8) 設計変更

前回調査以降3回（計6回）の設計変更が行われている。今後の変更予定は、①山留工事②建物地下ピット部の形状変更③定置式タワークレーンの設置④工期延長⑤仮設シートパイルの存置とのことである。

9) 環境管理

- a 現場で実施した環境負荷低減への取り組みは、工事中の粉塵・騒音対策として防音シートを隙間なく設置、工事中の騒音・振動の測定記録等である。
- b 使用材料のF☆☆☆☆は、使用材料承諾願にて確認が行われている。
- c 揮発性室内有機化合物の室内濃度測定は、計画を確認中である。
- d 建設廃棄物処理関係書類は、整理中である。産業廃棄物管理票は、電子マニフェストにて管理されている。

(6) 現場調査

安全管理は適切に行われている。

ア 現場施工状況

監督員、監理者、現場代理人の案内で現場を巡視し、目視によって調査した。調査時の現況は、北面外部足場を解体中である。建設業許可標識、労災保険関係成立票、建退共制度の適用標識、施工体系図は、外部仮囲いに掲示されている。内部は各階、各所内装仕上中である。

工程は、令和5年1月31日まで工期延長とのことである。

イ 調査時の状況写真



掲示物 建設業許可、労災保険関係成立表



外部 北面 現況



外部 東面 現況



屋上 室外機置場 現況



地下1階 ピット部 現況



内部 吹き抜け部天井 現況

(6) 監査の結果

調査書類について、サンプリングによる確認および関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について調査を行った。計画、設計、入札・契約は前回調査以降大きな変更はない。積算、施工について書類の整備状況は良好である。

現場調査について、品質、工程、安全に関して適正である。

○令和3年度7工区首里石嶺町地内公共下水道（雨水）工事

(1) 工事担当所管部署

上下水道部 下水道課

(2) 工事概要

ア 工事場所 那覇市首里石嶺町地内

イ 背景と工事内容

1) 事業目的

首里石嶺町4丁目地区においては、急速な都市化の進展等による雨水流出量の増加や管きょ能力不足により、浸水が多く発生する地区となっている。そのため、浸水箇所上流に一時的に雨水を地下へ貯留する雨水貯留施設を建設し、浸水被害を軽減することを目的とした事業である。

2) 主たる工種

土工

掘削	2,938m ³
埋戻し（最小埋戻幅 4m以上）	3,474m ³
埋戻し（最小埋戻幅 1m以上 4m未満）	113m ³

本土工

地下貯留ブロック工	102 基
頂版スラブ工 t = 280	68 枚
底板築造工	193.0m ³
基礎工	124.2m ³

仮設工

H鋼打込み	109 本
H鋼引抜き	106 本
横矢板	348m ²
敷鉄板	557m

ウ 工事請負者 株式会社 新建

エ 設計業務委託 株式会社 ホープ設計

オ 工事監理 直営

カ 工期 令和4年6月6日から令和4年12月28日（206日間）

変更工期 工期変更無し

キ 事業費 設計額 294,712,000 円

請負額 269,467,000 円

予定価格 294,712,000 円

落札率 91.43%

ク 工事進捗率 実施進捗率 32.7%（計画進捗率 69.8%） 10月31日現在

(3) 着手前の技術調査について

ア 計画について

計画の目的、背景、経緯は、明確であり与条件も調査等により設定している。

首里石嶺町の当該地域が浸水常襲地区となっていることから、ハード対策として雨水調整池の建設、ソフト対策として土のう設置に対する支援を行うことにより、本事業により浸水被害軽減を図っていくこととしている。

雨水貯留施設の上は将来、公園として利用する計画である。

比較検討された工法は、プレキャスト式雨水地下貯留施設とプラスチック製貯水槽であり、経済的で工期の早いプレキャスト工法が選定されている。これら決定プロセスは適正であり、十分な検討が行われている。

イ 設計について

設計は、設計基準等に基づき、適正に行われている。

ウ 積算について

1) 積算基準、積算資料、数量算出等

積算は、「令和3年度 土木工事標準積算基準書（沖縄県）」、「プレキャスト式雨水地下貯留施設（壁式多連型）技術マニュアル [改訂版] 2020年3月（公益財団法人 日本下水道新技術機構）」等に基づき行っている。

2) 歩掛り及び単価設定

歩掛り及び単価設定は、「令和4年4月 実施設計単価表（沖縄県）」、「令和4年3月 公共工事設計労務単価」を使用している。

特別調査はプレキャストブロック、走行用通路、頂版スラブ等について行われ、見積りは、スラブ固定用ボルト、縦連結PC材等について徴収している。

エ 入札及び契約について

1) 入札について

工事は、地方自治法施行令第167条の4により、制限付き一般競争入札（事後審査型）で行われている。

2) 契約締結について

契約は、那覇市契約規則に基づき、締結している。

(4) 着手後の技術調査について

ア 施工管理

a 施工計画書（記載内容の確認）について

各項目について記述されている。適用基準等は、「令和3年7月 土木工事共通仕様書（沖縄県）」、「プレキャスト式雨水地下貯留施設（壁式多連型）技術マニュアル [改訂版] 2020年3月（公益財団法人 日本下水道新技術機構）」等である。

b 工程表（基本、実施）について

工程表が適切に整備されている。

c 施工体制（体系図、体制台帳）について

施工体系図, 施工体制台帳が定期切に整備されている。

d 建設副産物（処理計画等）について

再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書が作成されている。

e 工事实績情報について

工事实績情報の着工時に登録手続きがされている。

f 工事記録写真について

現時点までの工事記録写真を見分し、適正に施工されている。

g 下請負届等について

請負者より下請負届が提出されている。

イ 工程管理

工程の見直しや延期について協議が行われている。

ウ 品質管理

管材料等の使用材料承諾願等が提出されている。使用材料の検査成績書を見分し、使用材料が所定の検査成績の基準を満たしている。出来形管理は、規格値の基準を満たしている。平板載荷試験時に基礎地盤の強度は、基準を満たしている。会社の安全パトロールの際に現場の工事状況についてチェックがされている。

エ 出来形管理

出来形管理は、規格値の基準を満たしている。

オ 安全管理

安全管理組織があり、安全衛生管理活動は適切に実施されている。安全衛生協議会、安全訓練、安全パトロール、KY, 受入教育等が実施されている。

現場では、本工事と併行して令和3年度首里石嶺町地内磁気探査業務が行われているが、労働安全衛生法第30条第2項に基づく「統括安全衛生管理義務者」を発注者が指名していない。

カ 工事監理

a 工事打合せ簿（議事録、指示協議事項）について

工事施工に伴う必要な協議がなされ、工事打合せ簿が作成されている。

b 各種承諾又は承諾手続きについて

各種承諾手続きが行われている。

キ 設計変更

現時点では設計変更は行われていない。

ク その他

a 現場への進入路について

現場へは、住宅地内を交互相行により大型車等で工事用資機材を搬入している。工事中は、道路の部分的な損傷については修繕している。

b 関係者への説明について

関係機関等への届け出、申請等が行われている。

地元住民には工事説明パンフレットを配布している。

c 緊急時の対応について

緊急時、特に大雨の際の対応について備えておく必要がある。

d 豪雨時への備えについて

浸水常襲地域での工事であり、常に出水に対する対応策について配慮しておく必要がある。

e 濁水処理について

濁水処理設備が設置され、沖縄県赤土等流出防止条例施行規則の規定値以下にして排水している。

(5) 現場調査

ア 現場施工状況

a 現況について

調査時、掘削土運搬、均しコンクリート清掃が行われていた。

b 品質について

現場は掘削、均しコンクリートの施工中であり、品質について確認する構造物はなかった。

設計図では基面整正を行い、基礎コンクリート打設となっているが、現地の地質状況や天候不順による作業能率低下があり、工程確保を図るため、基面整正後、均しコンクリートが施工されていた。適切な判断である。

c 工程（工程表との整合）について

工程は遅れているが、工期延期の予定である。

d 標識類の掲示について

建設業の許可票、労災保険関係成立票、建退共加入者証、施工体系図が掲示されている。

イ 調査時の状況写真



前年度施工済区域より施工現場を望む



現場状況



既施工部から施工箇所

(6) 監査の結果

調査書類について、サンプリングによる確認および関係者への質疑応答を踏まえ、技術的事項の実施状況について行った。計画、設計、積算、入札・契約、施工について書類の整備状況は良好である。

現場調査について、品質、工程、安全に関して適正である。

本事業は雨水を一時貯留し、県管理の安謝川への流出負担を軽減することの事業効果も期待され、地域の浸水被害の減少に寄与する事業となっている。

しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

(7) 指摘事項等（是正事項）

ア 安全管理における統括安全衛生管理義務者の指名について

現場では、本工事と併行して令和3年度首里石嶺町地内磁気探査業務が行われている。このように、同一場所で2以上の業者が作業をする場合、労働安全衛生法第30条第2項では「統括安全衛生管理義務者」を発注者が指名しなければならないと定められている。関係法令を遵守し、指名されたい。